

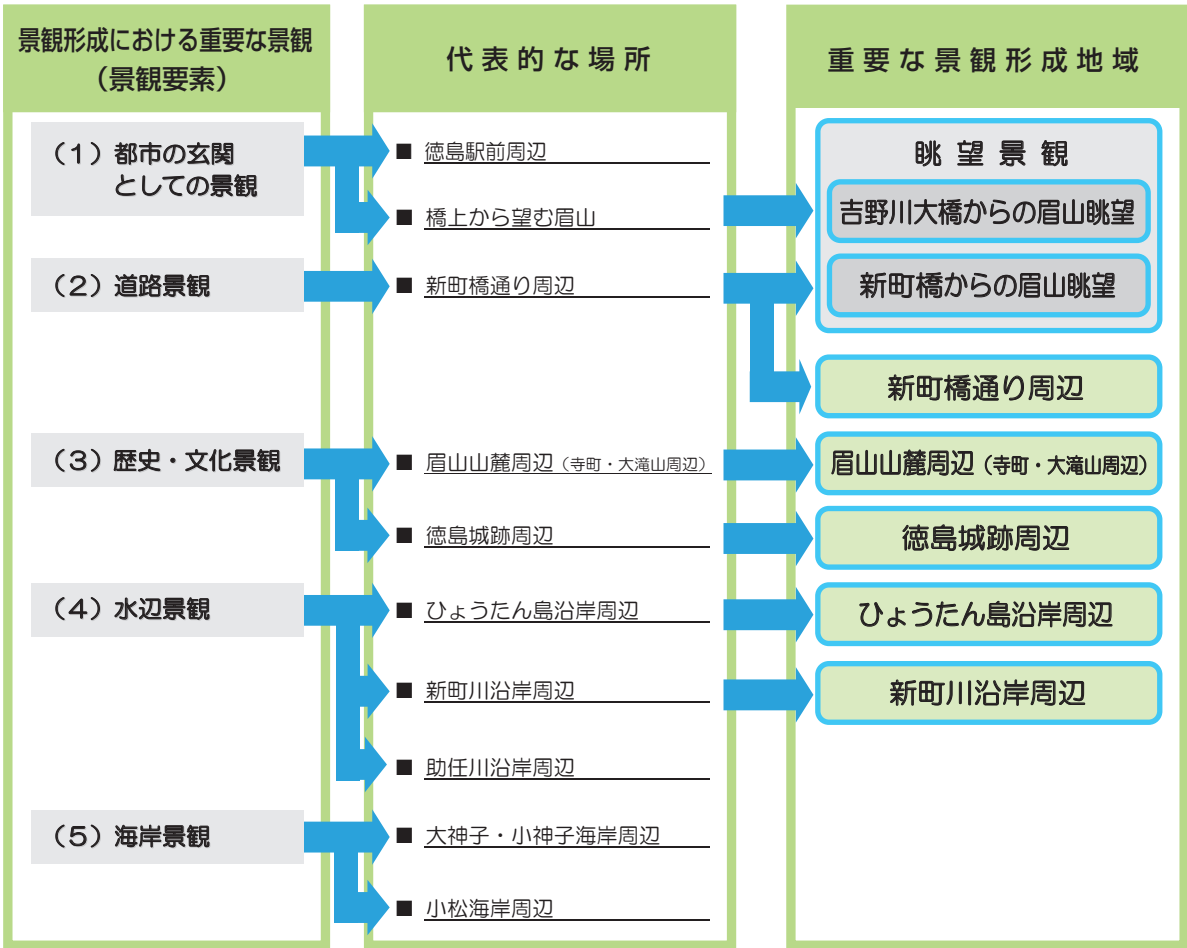
## 第5章 行為の制限に関する事項

### 5-1 届出対象区域等

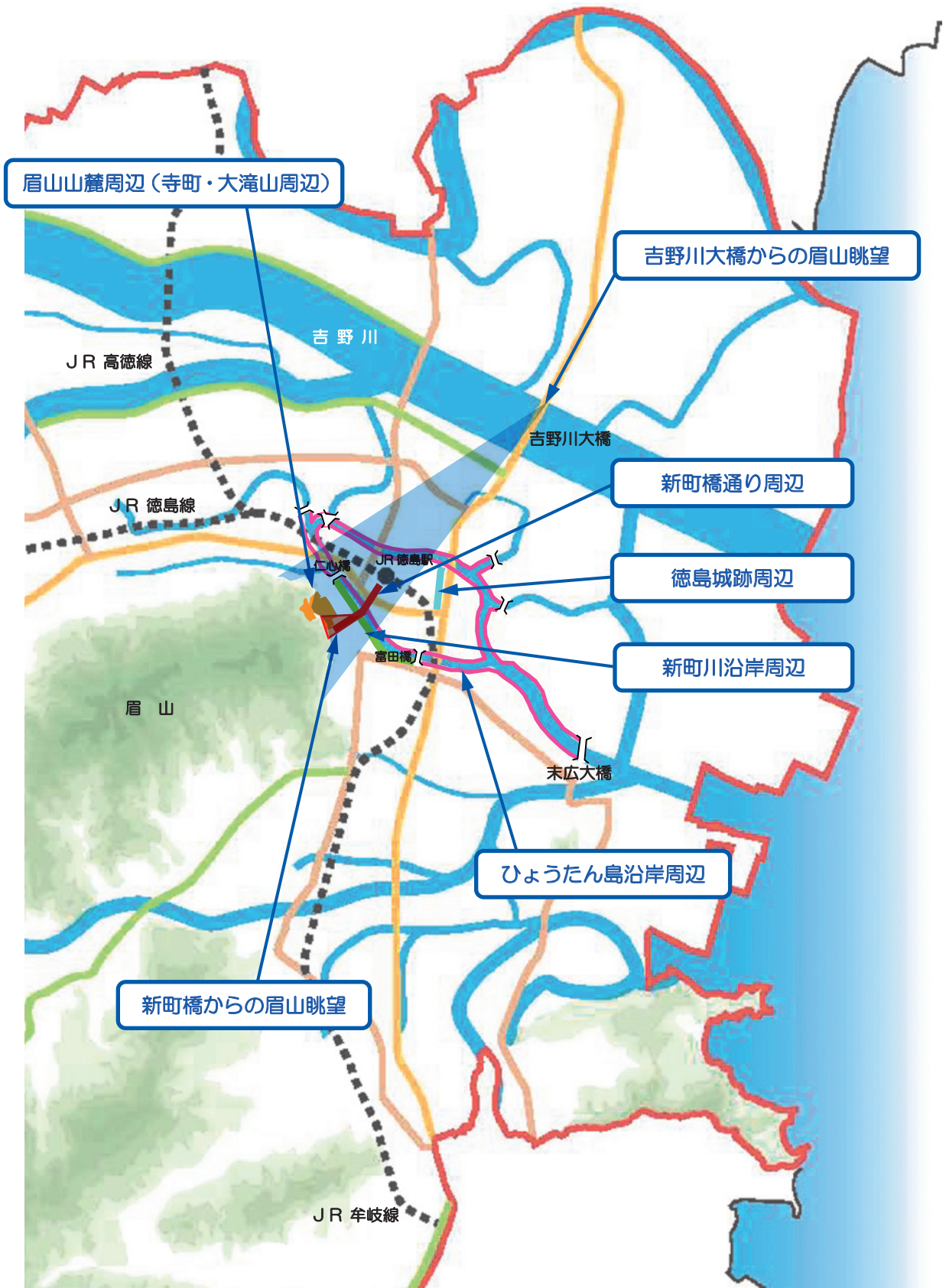
#### ■市全域および重要な景観形成地域

本市全域を景観計画区域とすることから、届出対象区域は市全域とします。

なお、本市の景観構造や景観特性、また市民が持つ徳島らしさの景観イメージなどを踏まえ、景観形成における重要な景観（景観要素）をもとに代表的な場所を選定しました。これらのなかから良好な景観の維持・保全や誘導を図るため、特に重要と考えられる7つの景観を「重要な景観形成地域」と設定し、景観に影響を及ぼす建築行為等を届出対象とします。



○ 重要な景観形成地域図



## 5-2 届出対象行為

景観計画区域における良好な景観形成を図るため、周辺の景観に影響を及ぼす一定規模の建築行為等について、届出対象とします。

次の各表において、行為のいずれかに該当し、かつ、規模のいずれかに該当する場合に届出が必要となります。

### (1) 市全域

区 分		届 出 対 象
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が50㎡を超えるもの
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
規模	A 建築物	<p>■高さ*1</p> <p>ア 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域で地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 準工業地域で地階を除く階数が5以上または高さが12mを超えるもの</p> <p>ウ 近隣商業地域で地階を除く階数が6以上または高さが15mを超えるもの</p> <p>エ 商業地域で地階を除く階数が7以上または高さが18mを超えるもの</p> <p>オ 上記以外の地域に関しては、地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>■用途</p> <p>ア ホテルまたは旅館ですべての規模</p> <p>イ 店舗面積が500㎡を超える大規模店舗</p> <p>ウ 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設で延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>エ 遊技場等（ボーリング場・パチンコ店等）で延べ面積が500㎡を超えるもの</p>

\*1：建築物の高さは、地盤面からの高さをいう。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、その他これらに類する建築物で屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内においては当該部分の高さは、日影規制対象区域にあっては5mまで、その他の区域にあっては12mまでは当該建築物の高さに算入しないものとする。

区 分		届 出 対 象
規模	広告塔、広告板その他これらに類するもの	ア 高さ* <sup>2</sup> が10 m（工作物と建築物が一体となって設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、10 mを超えるときは、5 m）を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>• 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>• 記念塔、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>• 観覧車、メリーゴーラウンド、コースターその他これらに類する遊戯施設</li> <li>• 石油、ガス、飼料、肥料その他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>• コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</li> <li>• 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設</li> </ul>	ア 高さ* <sup>2</sup> が13 m（工作物と建築物が一体となって設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13 mを超えるときは、5 m）を超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	自動車車庫の用に供するもの	ア 高さ* <sup>2</sup> が13 m（工作物と建築物が一体となって設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13 mを超えるときは、5 m）を超えるもの、または築造面積が500㎡を超えるもの
	擁壁、門、垣（生け垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの	ア 高さ* <sup>2</sup> が5 mを超えるもの、または高さ* <sup>2</sup> が2 mかつ長さが50 mを超えるもの
C 開発行為	<p>ア 市街化区域では、1,000㎡以上のもの</p> <p>イ 市街化調整区域では、3,000㎡以上のもの</p>	

\* 2：工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。なお、工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端から下端までの高さをいう。

(2) 重要な景観形成地域

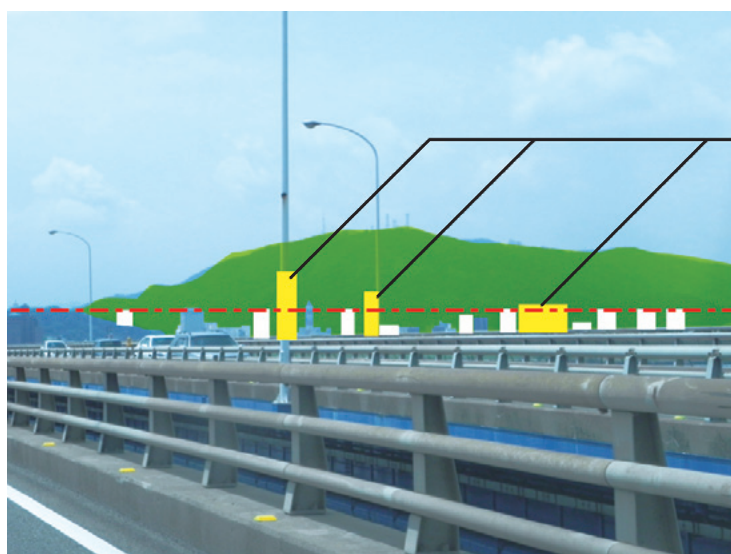
1) 代表的な「都市の玄関としての景観」

① 眺望景観（吉野川大橋からの眉山眺望）

区 分		届 出 対 象	
		吉野川大橋の北詰* <sup>1</sup> 東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲 (吉野川大橋北詰* <sup>1</sup> と眉山西側* <sup>2</sup> 、眉山東側* <sup>3</sup> を結んだ範囲)	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が50㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
規模	A 建築物	ア 建築物の高さ* <sup>1</sup> が解説図に示す高さを超えるもの	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 工作物の高さ* <sup>1</sup> * <sup>2</sup> が解説図に示す高さを超えるもの	

\* 1：建築物および工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。

\* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

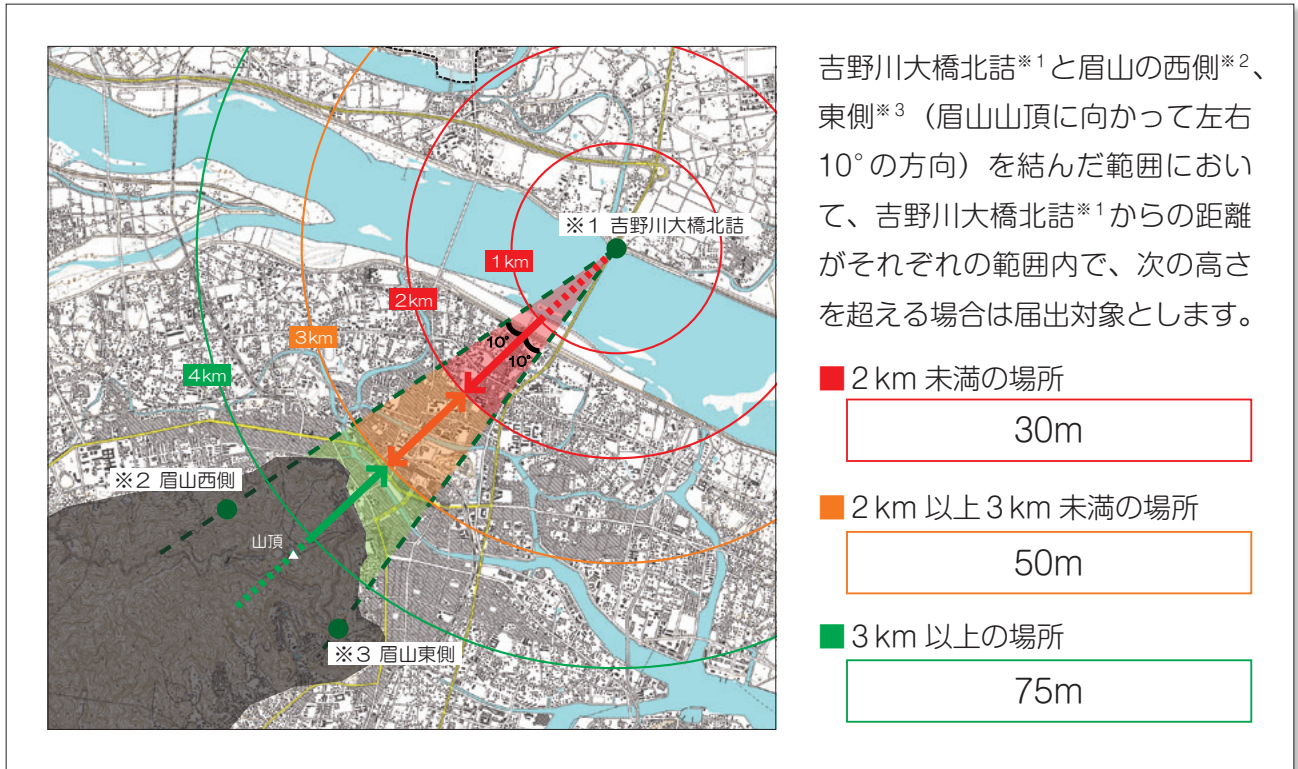


眉山標高の約1/3ラインを超えるものは、届出対象とします。

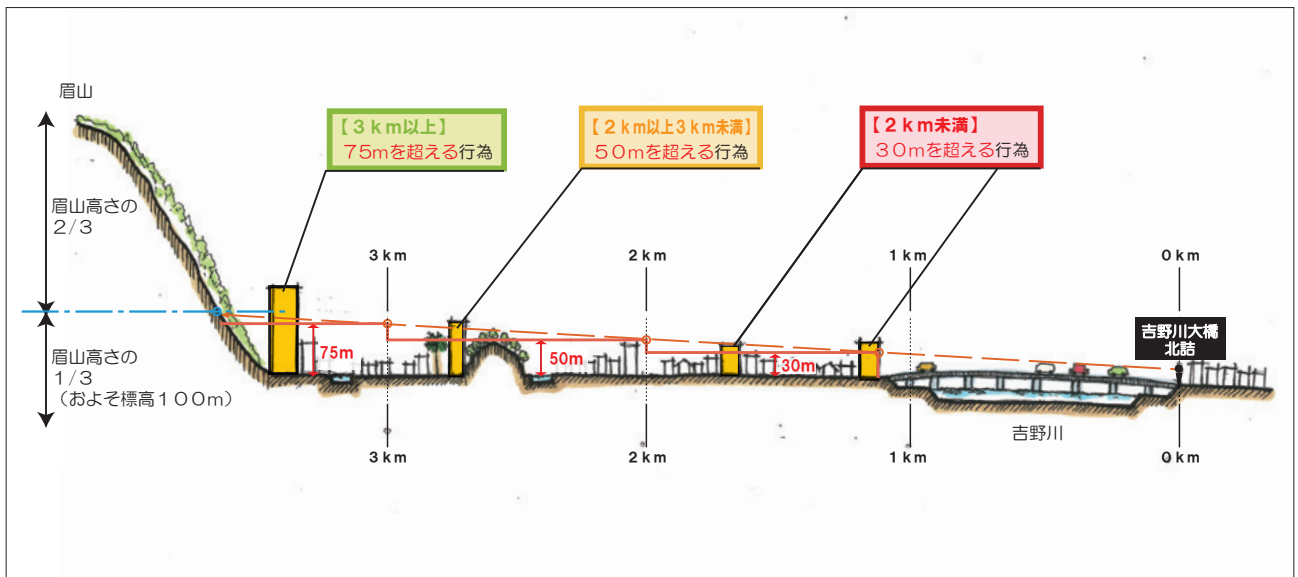
←眉山標高の約1/3ライン



○ 届出対象範囲および規模の解説図



○ 届出対象規模の解説図



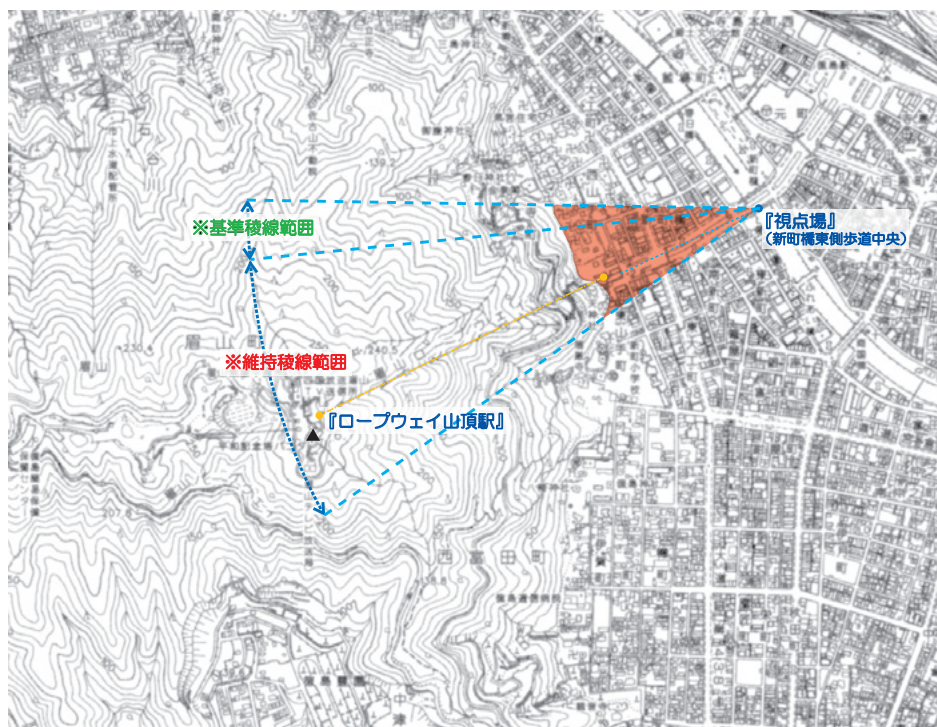
2) 代表的な「道路景観」

① 眺望景観（新町橋からの眉山眺望）

区 分		届 出 対 象	
		新町橋東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
規模	A 建築物	ア 視点場から見たときに、建築物の高さ*1が山腹基準線*3、または基準稜線*4を超えるもの	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 視点場から見たときに、工作物の高さ*1*2が山腹基準線*3、または基準稜線*4を超えるもの	

- \* 1：建築物および工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。
- \* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。
- \* 3：新町橋通り歩道（敷地境界）の地盤面から高さ（H）=25 mライン（次項写真参照（黄緑線部分））
- \* 4：視点場から見たときの稜線ポイント B～C（次項写真参照（緑線部分））

○ 届出対象範囲の解説図

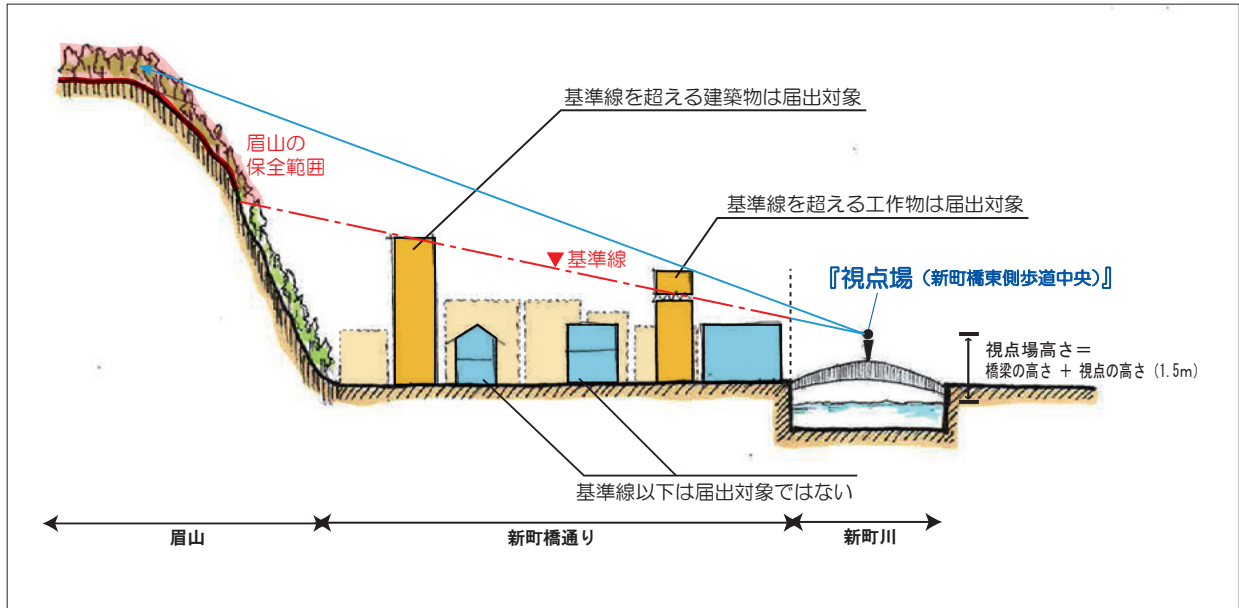


届出対象範囲：新町橋東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲（解説図赤色範囲）

- ※維持稜線：稜線ポイント A～B（次項写真参照（赤線部分））
- ※基準稜線：稜線ポイント B～C（次項写真参照（緑線部分））



○ 届出対象規模の解説図





② 新町橋通り周辺

区 分		届 出 対 象	
		(1) 新町橋通り沿道敷地	(2) 左記の(1)を除く
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ*1 Hと当該部分から新町橋通りの反対側の境界線までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ*1*2 Hと当該部分から新町橋通りの反対側までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

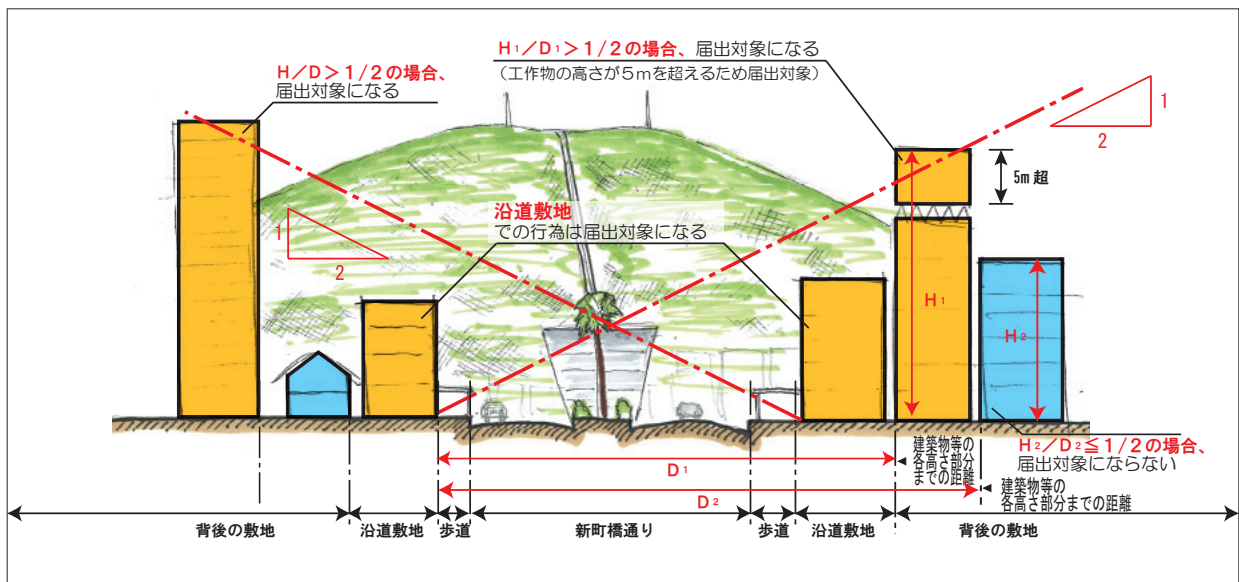
\* 1：建築物および工作物の各部分の高さは、新町橋通りの反対側歩道の地盤面からの高さをいう。

\* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図 (届出対象 (1) (2))



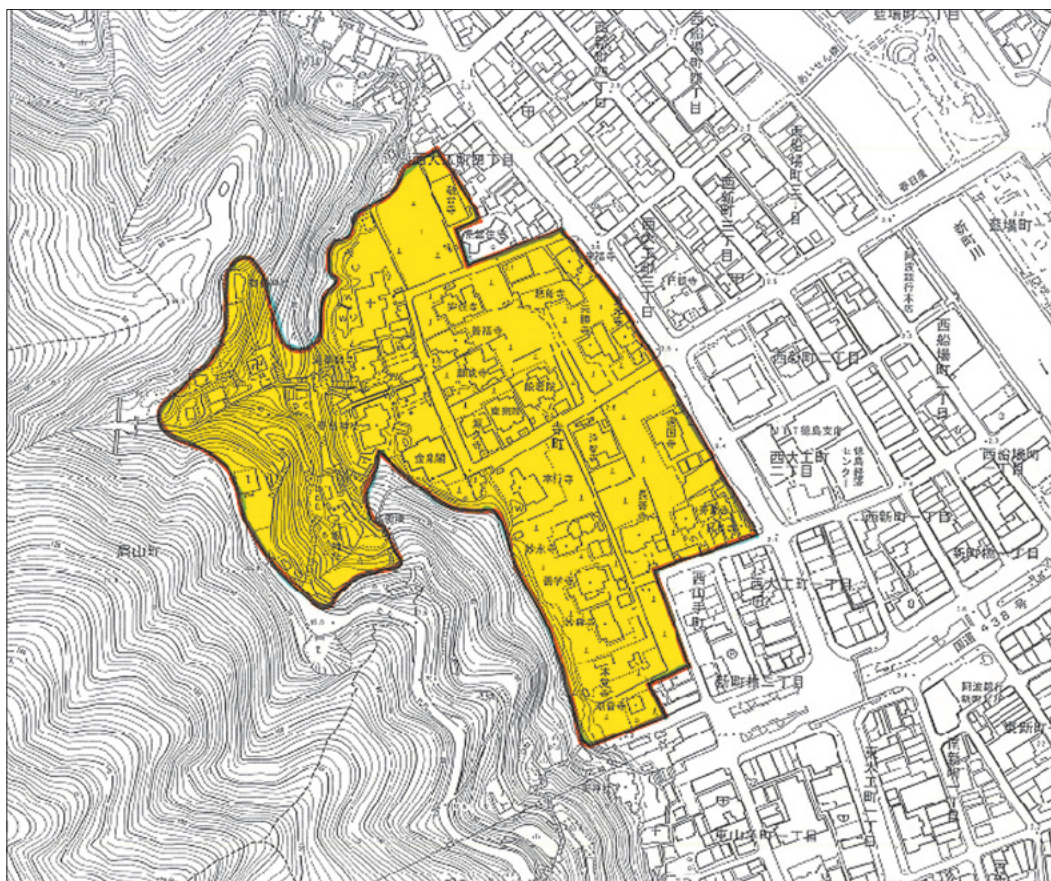


3) 代表的な「歴史・文化景観」

① 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）

区 分		届 出 対 象	
		眉山山麓周辺	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物	ア すべての規模	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

○ 届出対象範囲の解説図





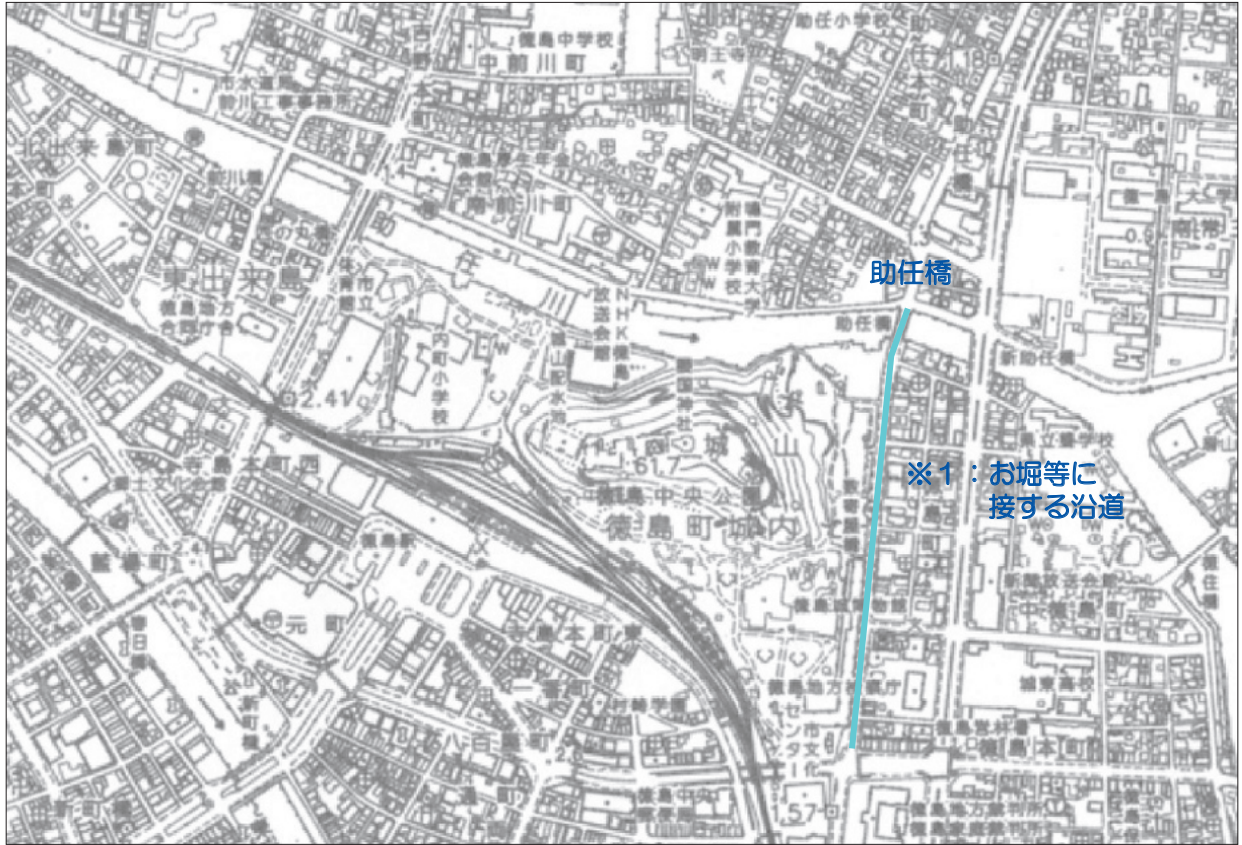
② 徳島城跡周辺

区 分		届 出 対 象	
		(1) 徳島城跡のお堀等に接する沿道* <sup>1</sup>	(2) 左記の(1)を除く
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ* <sup>1</sup> Hと当該部分から徳島城跡のお堀端等* <sup>2</sup> までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ* <sup>1</sup> * <sup>2</sup> Hと当該部分から徳島城跡のお堀端等* <sup>2</sup> までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

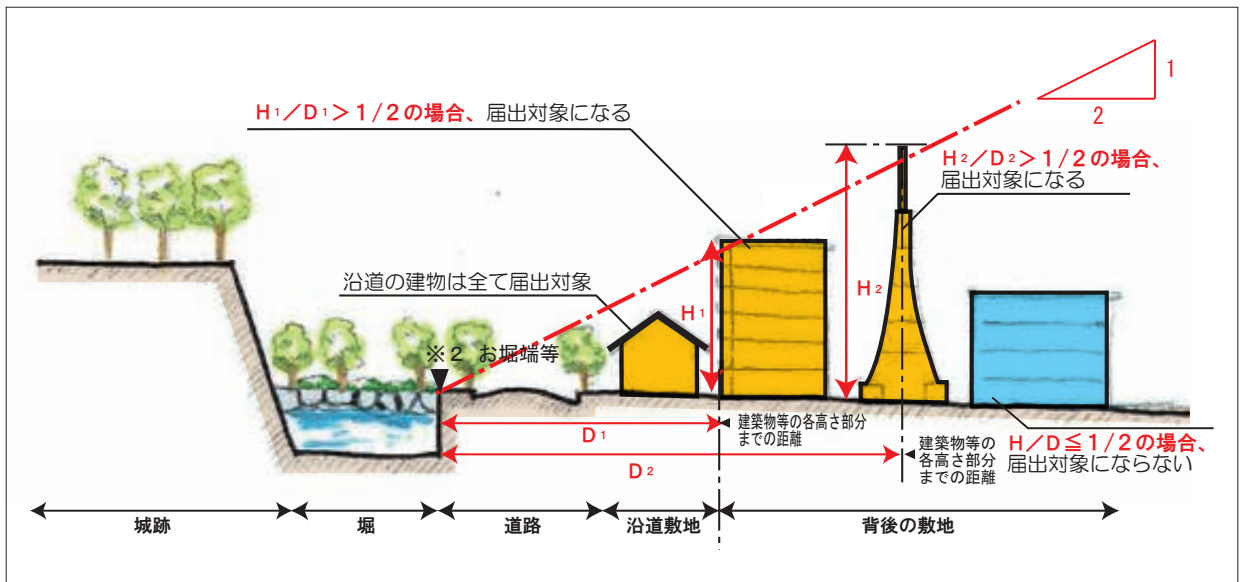
\* 1 : 建築物および工作物の各部分の高さは、徳島城跡のお堀端等\*<sup>2</sup>の地盤面からの高さをいう。

\* 2 : 工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図 (届出対象 (1) (2))



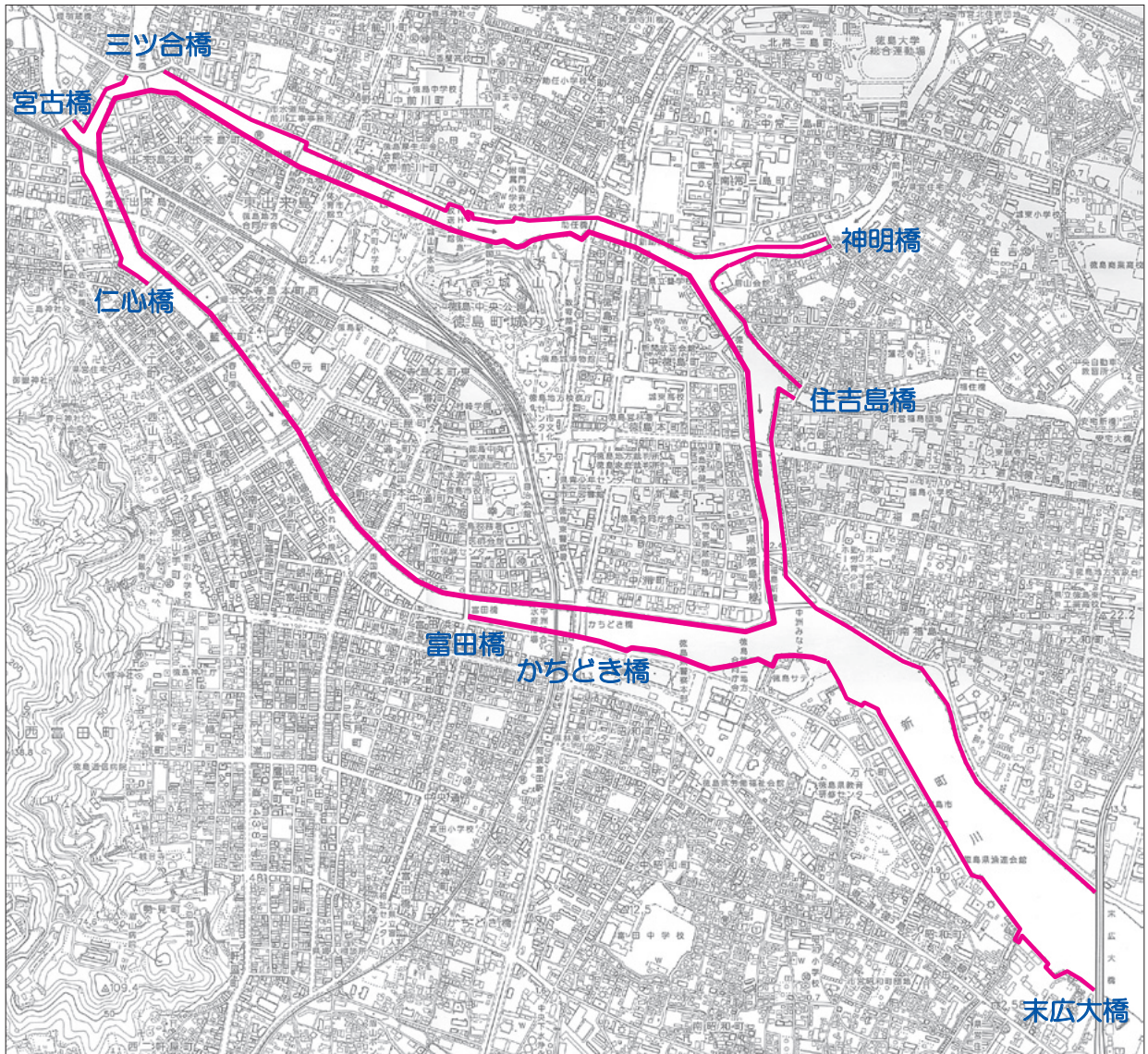
4) 代表的な「水辺景観」

① ひょうたん島沿岸周辺（新町川沿岸周辺は除く）

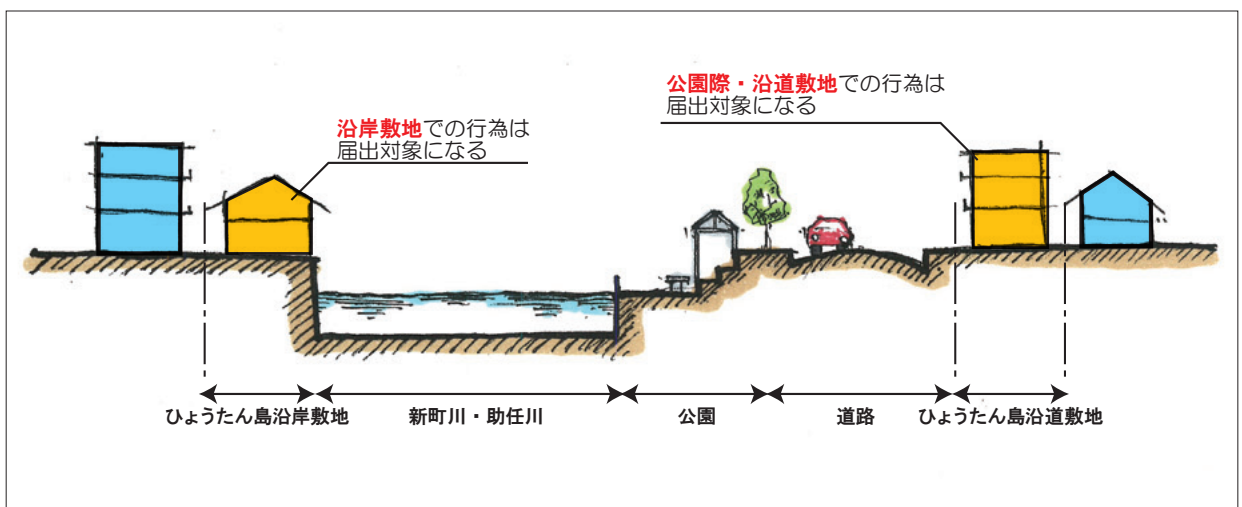
区 分		届 出 対 象	
		ひょうたん島沿岸周辺	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物	ア すべての規模	
	B 工作物	市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	



○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象範囲の解説図



② 新町川沿岸周辺

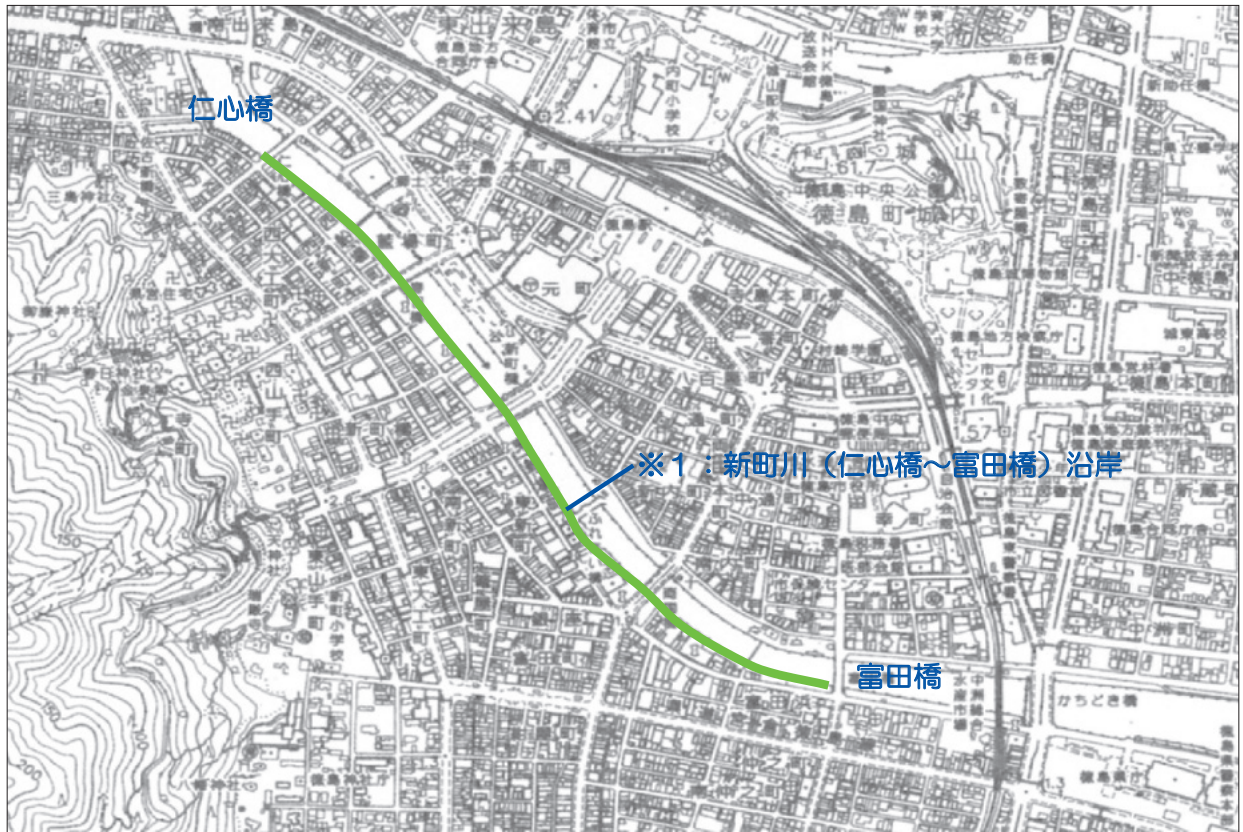
区 分		届 出 対 象	
		(1) 新町川（仁心橋～富田橋）沿岸*1	(2) 左記の（1）を除く
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物		ア すべての規模 ア 建築物の各部分の高さ*1Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端*2までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物	市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ*1*2Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端*2までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為		ア 市全域の開発行為の規模に準じる

\* 1：建築物および工作物の各部分の高さは、新町川（仁心橋～富田橋）の川端\*2の地盤面からの高さをいう。

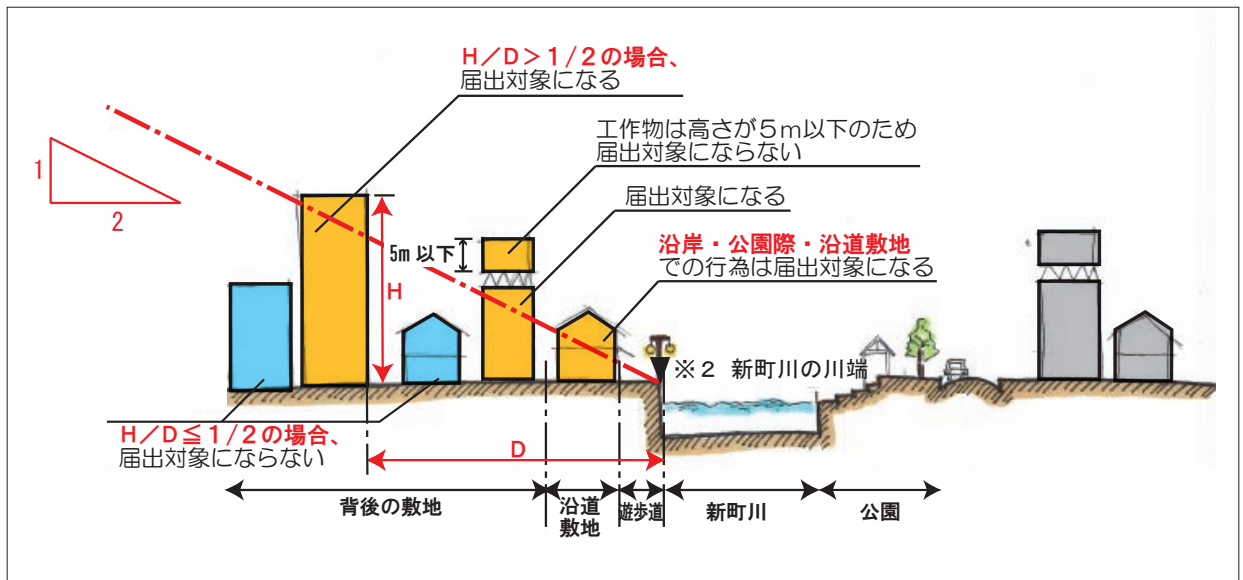
\* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。



○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図 (届出対象 (1) (2))





### 5-3 景観形成基準

良好な景観形成のために、市全域および重要な景観形成地域に関して影響を及ぼす行為に対して、個別の景観形成基準を定めます。

#### (1) 市全域

	項目	景観形成基準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等に適合するよう努める。</li> <li>・場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち並みの連続性やゆとりのある沿道空間の確保に配慮する。</li> <li>・駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>・道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。</li> <li>・塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。</li> </ul>
	B 工作物	配置 高さ・規模
意匠・形態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>・ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>・周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>

## (2) 重要な景観形成地域

### 1) 代表的な「都市の玄関としての景観」

#### ① 眺望景観（吉野川大橋からの眉山眺望）

	項 目	景 観 形 成 基 準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な景観に関する景観形成方針（橋上から望む眉山）に示す吉野川大橋からの眉山眺望の景観特性や方針に適合するよう努める。</li> <li>都市への玄関口としての吉野川大橋からの眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>
A 建築物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色 彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。
	建築設備	・屋上設備は建物と一体化した壁面を立ち上げるか、目隠し等の配慮をする。
B 工作物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色 彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。

2) 代表的な「道路景観」

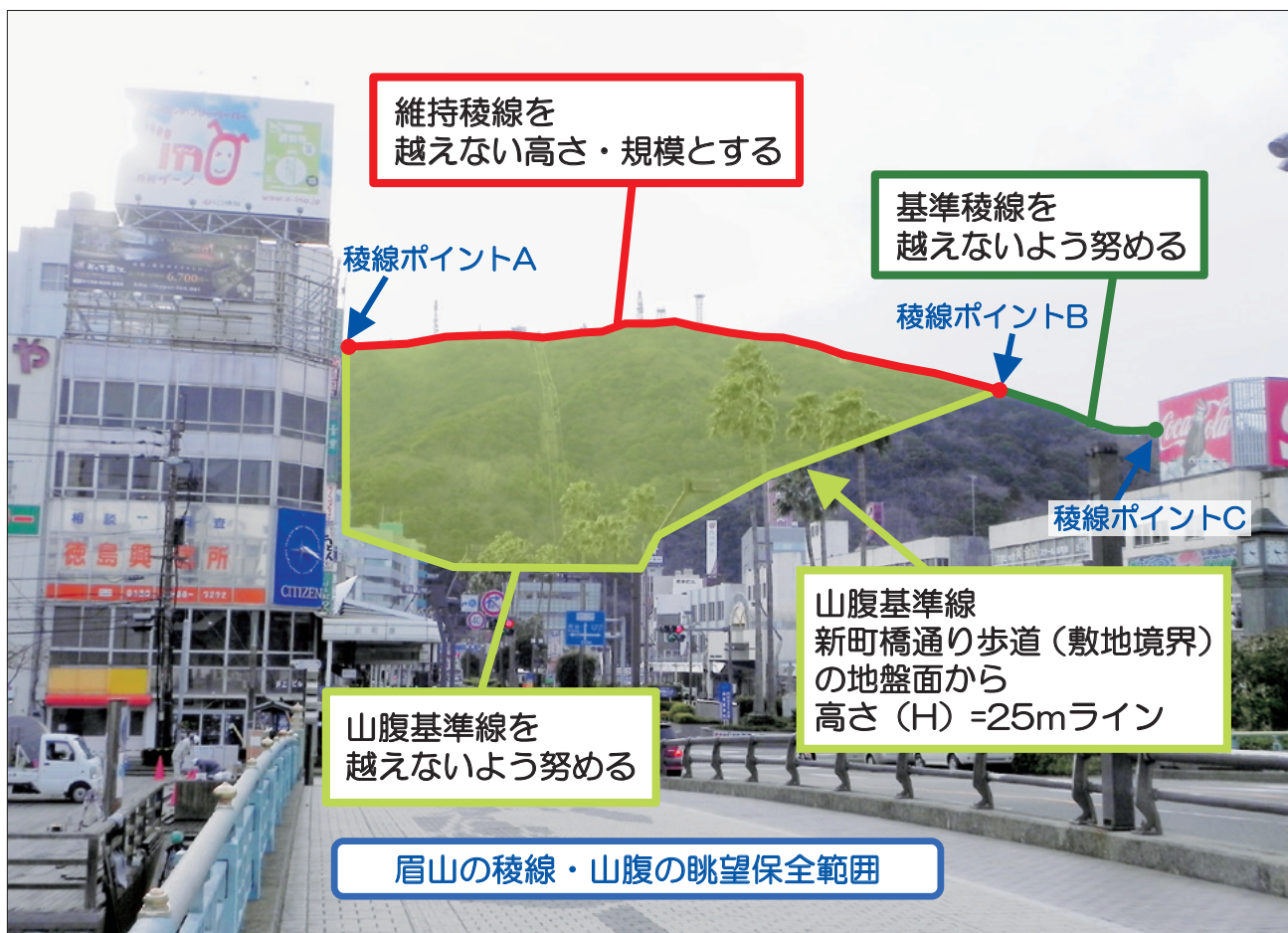
① 眺望景観（新町橋からの眉山眺望）

項目		景観形成基準	
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な景観に関する景観形成方針（新町橋通り周辺の景観特性）に示す新町橋からの眉山への眺望に関する方針に適合するよう努める。</li> <li>新町橋からの眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
	建築物・工作物	高さ・規模 意匠・形態 色彩等	維持稜線
			山腹基準稜線

※山腹基準線および基準稜線を超える場合の配慮

背景となる山腹との調和や稜線の連続性に配慮し、意匠・形態等の工夫を行う。また、山腹や山並み、空と調和した色彩とする。

○ 眉山の稜線・山腹の眺望保全範囲の解説





② 新町橋通り周辺

	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>・中心市街地にある一方で、身近に眉山や新町川の自然を感じさせる都市空間として賑わいとやすらぎのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。</li> <li>・駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りやすい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>・道路等公共空間や水辺空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮し、屋根、外壁、ファサード(街路に面した壁面)等はデザイン的な工夫により魅力的なまち並みの形成に努める。</li> <li>・隣り合う建築物と壁面線、階層、スカイラインを整える等、一体感のあるまち並みの形成に努める。</li> <li>・塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> <li>・商業施設等の1階はショーウインド等の演出やオープンスペースを設けるなど、楽しい雰囲気づくりに努める。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等公共空間や水辺空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に明るい照明やライトアップは控え、周辺景観、道路等公共空間や水辺空間との調和に配慮する。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul>	
	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>	
B 工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。</li> </ul>	
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>・ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> <li>・塔状の広告物は設置しない。窓面を利用した広告物はさける。</li> </ul>	
	アーケード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設・改修する場合は、徳島の玄関口にふさわしいグレード、デザインを兼ね備えたものにする。</li> </ul>	
	C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>
法面・擁壁の外観		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>・周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>	

3) 代表的な「歴史・文化景観」

① 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）

	項目	景観形成基準	
		寺社建築	一般建築
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>伝統的様式の寺社建築や門・塀の建ち並ぶ落ち着いたきのある佇まいである場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線または塀等に近接して建物を建てないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建物と壁面線が揃うよう配慮する。</li> </ul>
A 建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲寺社景観との調和を保ち、低層に抑えるよう配慮する。ただし、伝統的塔状建物等で、周辺寺社景観に配慮した場合はこの限りではない。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は勾配屋根とし、和瓦・銅板葺きとするよう努め、伝統的様式とするよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮し、著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>
	色彩材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着いたきのある色調とする。</li> <li>壁の色は茶系、白系または落ち着いたきのある色調とする。</li> <li>壁は木材、しっくい壁等を使用するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。</li> <li>周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上および壁面への設置はさける。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は緑化に努め、庭園整備や寺社建築として敷地内の演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。</li> </ul>

項目		景観形成基準		
		寺社建築	一般建築	
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>		
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺寺社景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>		
	門・塀	意匠 形態 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根付きとするなどの寺社建築としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀の壁はしっくい壁等を使用するよう努める。</li> <li>塀の色は白系または落ち着いた色の色調とする。</li> <li>瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着いた色の色調とする。</li> <li>石、木材等の自然素材を使用し、寺社建築としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。</li> <li>周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の設置数、表示面積とし、敷地内の建築物、工作物および周辺景観と著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物、塔状の広告物、独立看板等の設置はさける。</li> </ul>		
	C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>	
		法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>		



② 徳島城跡周辺

	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>徳島城跡のお堀の石垣や緑豊かな徳島中央公園の趣と落ち着きのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。</li> <li>駐車場、自転車置き場等の附属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>塔屋・屋外階段・附属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）からの正面性に配慮し、歴史・文化的な景観としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul>		
A 建築物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>	
	塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる材料の使用や意匠・形態はさける。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上げのないコンクリートブロック等の塀の設置はさける。</li> </ul>	
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物、独立看板の設置はさける。</li> <li>塔状の広告物は設置しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物の設置はさける。</li> <li>塔状の広告物は設置しない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓面を利用した広告物はさける。</li> </ul>			
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>	

4) 代表的な「水辺景観」

① ひょうたん島沿岸周辺（新町川沿岸周辺は除く）

	項目	景観形成基準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>まち並みにやすらぎと潤いを与える水辺や緑豊かな空間である場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>
A 建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場、自転車置き場等の附属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。</li> <li>塔屋・屋外階段・附属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物付属の照明器具（壁面灯など）は、第4章の『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul>
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の照明器具（街灯、植栽灯等）、発光性の広告物（屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等）は、第4章の『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。</li> </ul>
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>

② 新町川沿岸周辺

	項目	景観形成基準	
		届出対象（1）	届出対象（2）
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>・市街地にある一方で、水辺や公園の緑豊かなゆとりとやすらぎのある都市空間としての場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街角広場、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退等によりゆとりのある景観に配慮する。</li> <li>・駐車場、自転車置き場等の附属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
A 建築物	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対岸等からの眉山への眺望を著しく妨げない高さ・規模とする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>・塔屋・屋外階段・附属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放性に配慮した意匠形態とし、新町川の水辺空間としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物付属の照明器具（壁面灯など）は、第4章の『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul>	



	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
B 工 作 物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>	
	屋外広告物 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> <li>窓面を利用した広告物はさける。</li> </ul>	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の照明器具（街灯、植栽灯等）、発光性の広告物（屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等）は、第4章の『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。</li> </ul>	
C 開 発 行 為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>	
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>	